

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
支障除去対策に係る住民説明会

日 時：平成25年11月24日（日曜日）

午後1時30分から

場 所：村田町沼辺地区公民館

1 開会

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に係る住民説明会を開催いたします。

2 あいさつ

○司会 初めに、宮城県環境生活部部長本木よりご挨拶を申し上げます。

○本木部長 皆さん、こんにちは。

日曜日の本当に貴重な時間、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。多くの方にお集まりをいただきました。また、今日、町長さん副町長さんを初め、町のご当局にもご出席を賜りましたし、県議会のほうから高橋議員にもご臨席を賜りました。本当に厚く御礼を申し上げます。

竹の内の産廃処分場問題につきましては、長期間にわたりまして、まず皆様にご迷惑をおかけしておりますこととお詫びを申し上げます。また、日ごろより処分場問題について、いろいろとご理解、ご協力を賜っておりますことにつきましても、あわせて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ご案内のとおり、私も今年の1月に、同じこの場所で計画の変更についてご説明をさせていただきました。この計画の変更というのは、もう一度申し上げますと、特定支障除去対策というのを、国の支援に基づいて平成19年からやってまいりましたが、その根拠法が切れるということ、それから延長になるということで、改めて国に対して、竹の内については引き続き対策を講じていきたいと、いかなければいけないということを強く訴えてまいりまして、結果、環境大臣の同意を得て、引き続き平成25年から国の支援をいただきながら継続してやれることになったということで、その際にも、この地域の方々にご理解、ご協力をいただきました。それについても、あわせて御礼を申し上げたいというふうに思っております。

変更した計画について、前にもお話をしたところでございますが、今日、具体的な今後の取り組み内容についてご説明をしながら、できるだけ皆様のご理解、それから地域と一緒にやはり県も進んでいきたいということで、こういう場でご説明をさせていただきたいということでご案内をさせていただきました。

対策工事に当たっては、とにかく処分場周辺にお住まいの皆様にご迷惑をかけないようにするというのが基本だというふうに思っております。ぜひ、これからちょっと時間をいただきまして、具体的な工事内容、今年と来年からやるということになりますが、その内容についてご

説明をさせていただいて、また忌憚のないご意見をいただきながら、ぜひ皆様と一緒に、この工事を着実に進めてまいりたいというふうに思っております。ご協力とご支援を賜りますよう、冒頭、お願いを申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

○司会 続きまして、本日、村田町長さんにご出席いただいておりますので、村田町長さんのほうから一言ご挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤町長 改めましてこんにちは。

今日は、竹の内産廃処分場説明会ということで、村田町に足を運んでいただき本当にご苦勞さまでございます。

今日は地元4者ということで、代表しまして私のほうから挨拶をさせていただきたいと思っております。

もう平成25年ということになりますので、竹の内産廃処分場がスタートしてから20年以上という、そのような年月が経過しております。この間、当然ながら地域の皆さん初め、町のほうも竹の内産廃処分場というものについては、長く悩まされてきたというのが現状でございます。

このような中で、平成19年から今年の3月いっぱいまで、第1期といいますか支障除去対策工事に取り組んでいただいて、1つの区切りを迎えたところですが、どうも今年の3月まででは結論が出ないという、そのような関係から、町としましても地域の皆さん、地元の皆さんと一緒に昨年の夏以降、引き続きの対策について県のほうにも強く要望をお願いしてきたところでもございます。

そういう中で、昨年の秋から今年の3月まで、県のほうでもその継続に取り組んでいただき、3月26日に環境省から同意をいただいたという、このような連絡を受けたところでございます。

これによりまして、5月に環境省の同意をいただいた対策の中身と、そしてまた、その後の工事を進めるに当たっての設計の取り組み、そしてまたその途中での説明会を9月にいただいて、我々のほうでも、その都度地元の4者によりまして、その話し合いをさせてきていただいたところがございます。

10月の初めには、県のほうに支障除去対策、改正産廃特措法に基づくところの事業、工事が、その設計が最終的に確定する前にということで、地元からの要望も3項目ほど提出をさせていただきました。今年、来年の2カ年にわたる工事の設計がまとまったということで、これ

からご説明をいただきますけれども、本当に地元といたしましては、一日も早く、この産廃処分場の安全、無害化ということが確認され、そしてまた将来にわたる利活用ということが一日も早く話し合いのもとで、お互いにその方向が共有できるようになればなど、このように思っているところです。

現在のところ、処分場に残る課題のほうが最優先ではありますけれども、ぜひ、それが前進することを期待いたしまして、今日の説明会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にご苦労さまでございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、あと、県議会の高橋伸二議員が本日ご出席いただいておりますので、ご紹介申し上げます。

○高橋県議会議員 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 次に、事務局の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶をいたしました環境生活部部長本木でございます。

○本木部長 お世話になっております。今日もよろしくお願いいたします。

○司会 高橋次長でございます。

○高橋次長 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 渡部室長でございます。

○渡部室長 どうもお世話さまです。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、説明に入ります前に、配付資料をご確認させていただきたいと思えます。

まず、次第でございます。それから説明資料としましては、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策に係る住民説明会資料、この2点をお配りしておりますので、ご確認願います。

3. 説明項目

支障除去対策（噴出防止工、整形盛土工）の内容について

○司会 それでは、説明に入らせていただきます。

説明のほうにつきましては、一括で説明させていただきまして、その後、質疑応答及び意見交換を行うということとさせていただきます。説明につきましては、竹の内産廃処分場対策室長の渡部より行います。

○渡部室長 それでは、私からご説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料と同じものを、こちらのスクリーンに映しますので資料なりスクリーンをご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

資料は、大きく分けてこの3項目となっております。

今日の説明の本題は、この3番目の今年、来年度で行う追加の支障除去対策の内容についてでございますが、これまでの、これに至る背景等もでございますので、1番目の産廃特措法と実施計画、2番目の実施計画（変更）の内容というものも資料としてあわせてお配りをしてございます。

まず、この1番と2番を簡単に説明をいたします。

1番目、産廃特措法と実施計画ですが、このように資料としては事案の概要、それから問題となった生活環境保全上の支障、それから産廃特措法という法律と実施計画の策定等、それから当初実施計画の対策工フロー、これまで実施してきました雨水浸透防止対策の実績、それらを踏まえての処分場の現状ということで整理をしております。

事案の概要、これ改めてお話するまでもございませませんが、平成2年に安定型産業廃棄物最終処分場として設置届け出が県になされまして、平成13年5月に埋め立て終了の届け出がなされ、約10年間にわたって廃棄物が埋め立てされた。ここに書いてありますように、許可容量の3倍に当たる103万立方ほどの産業廃棄物が埋め立てられております。

この中で、許可容量や許可区域を超えた埋め立て、あるいは許可外の廃棄物の埋め立てというふうな、処理基準に違反した埋め立てが行われまして、硫化水素を主とする有害ガスや悪臭による日常生活への影響、それから有害物質の拡散による地下水汚染のおそれ、このような問題を生じさせたものでございます。

産廃特措法、先ほど部長の挨拶にもありましたけれども、この産廃特措法は青森・岩手県境あるいは瀬戸内海の豊島の大規模な産業廃棄物の不適正処理の問題が発端になりまして、平成15年に制定された法律でございまして、そのような産業廃棄物の不適正な処理、処分に対して、都道府県が行政代執行をして実施する支障除去対策に対して国が財政支援をするというふうな枠組みを定めた法律でございまして。

それで、最初平成15年に法律が公布・施行されまして、10年間の時限立法で平成25年3月に失効するというものでございましたが、昨年8月に改正されまして、今年からさらに10年間法律が延長されております。その中で、法律の中で都道府県が支障除去対策の実施計画を定める際には、環境大臣に協議して、その同意を得なさいと。その同意を得た計画に基づいて対策を実施する分について、国が財政支援をするというふうな制度になっております。

宮城県では、平成19年3月に最初の実施計画を策定いたしました。計画期間は産廃特措法が終了する平成24年度までという期間になってございました。今回、法律の改正を受けまして、今年の3月に大臣の同意をいただいて実施計画を変更したという状況になってございます。

ここからは、1月の住民説明会でご説明しておりますので、後ほどご覧になっていただくということで、ここから15ページまでは説明を省略させていただきます。

今年の3月に変更しました実施計画の内容について、次にご説明をいたします。

今年の1月に、この公民館で説明会を開催させていただいて、計画の変更の案をご説明したところでございますが、その後、環境省との協議などを経まして、最終的に大臣の同意をもらって策定した計画の内容についてご説明をいたします。

この計画の変更点でございますけれども、大きく3点ございます。

1つは、実施計画の期間を延長しましてモニタリングを継続するとともに、これまでの計画にもありますように、必要に応じて第2段階対策（浸出水拡散防止対策）を実施するとしたこと。

それから、No.3とNo.5という2カ所の観測井戸でガスと水が噴出する事象が発生しておりますが、この発生を防止する対策を実施するとしたこと。

それから、地震等の影響で覆土がでこぼこになっている場所がございまして、水たまり等ができておるものですから、そういった不等沈下した覆土の補修（整形盛土）対策を実施することが主な変更の内容になっております。

対策のフローでございまして、最初の第1段階、これは19年度以降実施しております。今回、このピンクの部分、①とありますが、追加対策として整形盛土工事と噴出防止工事を実施することとします。

その後、モニタリングを継続しまして、ここに書いてありますように場内保有水の汚染濃度の上昇や場外での地下水が環境基準を超過するようなおそれが出た場合は、②浸出水拡散防止対策を実施するというようになってございまして、このところはこれまでの計画の考え方をそのまま踏襲してございます。

これが全体計画の平面図でございまして、この灰色にしたところは既に実施した部分でございます。追加でやるのが、左側のほうにある整形盛土工事、それから噴出防止工事とあります。計画の時点では、このピンク色に塗った部分あたりがちょっと水たまりが目立つということで、この辺を対策の範囲というふうに整理してございました。また、噴出防止工は、このオレンジの丸の部分、No.3という旧工区の一歩奥のところにある観測井戸、それから旧工区と新

工区のちょうどつなぎ目あたりにありますNo.5という観測井戸、この部分で噴出防止工事をやるというふうに計画に記載してございます。

スケジュールでございますが、25年度から33年度までというふうにしてございます。まず、整形盛土工、噴出防止工については、今年度に噴出防止工事を、来年度に整形盛土工事を実施します。その間、モニタリングを実施しまして、27年度、28年度と継続をしていきます。この時までには、②浸出水拡散防止対策が必要かどうかを判断いたしまして、必要とした場合には29年度から②の対策を実施する。その後、効果確認のモニタリングをやって33年度に終了するとしてございます。なお、28年度時点で②の対策が不要という判断をした場合は、28年度でこの計画自体は終了としてございます。

具体的な支障除去対策の内容でございますが、こちらについては後ほど説明いたします。

ここからが本題でございますが、追加で実施する支障除去対策のうち、まず1つ目が噴出防止工事でございます。

先ほどお話ししたように、No.3という観測井戸とNo.5という観測井戸で年に3回とか4回、県が調査をするために井戸を開けまして、中にポンプを入れて水を汲んだりする作業をする際に、ガスと水が噴出するという事象が発生してございます。何らかの理由で廃棄物が分解して発生したガスが井戸の近くの地中にたまっていて、そういった何かの拍子にたまったものが噴き出してくるというふうなことを考えております。

それで、中にガスがたまっているところにガス抜き設備を設けまして、中のガスを抜いて活性炭で無害化の処理をして大気に放散するという内容でございますが、具体的にどういうふうに対策をしたらいいか検討するための、まず事前調査というものを実施いたしました。

調査の方法は、弾性波トモグラフィという、ちょっとあまり聞き慣れない方法で調査を行ったところでございます。この調査の原理でございますが、病気の検査で使用されるCTスキャンという装置がありまして、体の断層写真を撮影して体の悪いところを調べるというものですけれども、このCTスキャンの原理と同じで、内部を直接検査しないで外部からの測定によって内部の状況を推定する方法の1つでございます。

地中における地震波のような波、そういった波の伝搬速度は、地中あるいは地質の中に空隙があると遅いと。伝搬速度が遅い。また、岩盤のように密になっていると速度が速いという性質がありますので、その伝搬速度を測定して、相対的に周りよりも遅い領域が見つければ、その場所は比較的空隙が多い、そこにガスが滞留しているのではないかというふうな推測ができると考えました。それで、地中を進む弾性波の伝搬速度を測定して、トモグラフィ解析という

方法で、その測定結果を目に見える形にするということを試みたものでございます。

実際の測定は、これは模式図ですが、実際No.3であれば、このNo.3という井戸の中と地表面に等間隔でセンサーを並べまして、それで地面で、ここにちょっとハンマーの形の絵がありますが、何カ所も場所を変えてハンマーで叩きまして、そこで振動を起こします。そのハンマーの叩いた場所から各センサーまでの波の伝搬時間というものを測定をいたします。この叩いた場所とセンサーの距離はすぐわかりますので、その距離を何秒かかって波が伝搬したかというふうなものを現場で測定をいたします。

その結果をトモグラフィ解析という方法で絵にしたものが、この図でございます。この図は、ここが地表面でございます。こっちが土の中ということでございまして、ここにNo.3の井戸が掘られていると。ここまでが、地下水の水位がこの辺までであるということです。あそこは標高が大体18メートルほどございますので、それから標高ゼロ、約18メートルの深さまでセンサーを入れて測ったということです。こちら側に凡例がありますけれども、緑から青にいくほど伝搬速度が速いということを表してございまして、黄色から赤、ピンクにいくほど伝搬速度が遅いということになっております。これを見ますと、ここは全体的に廃棄物が埋まっておりますけれども、特にこの部分が伝搬速度が遅いという解析結果が得られました。ということで、ここが周りよりも比較的空隙が多いのではないかという推測をしたところでございます。

こちらはNo.5のほうです。同様に、あそこは21メートルほどの標高があるんですけども、標高5メートルのところまで大体測りまして、やはり同様に、この辺に一番速度の遅い領域があるという結果になりました。

ただ、両方に言えることは、全体的に赤っぽい色をしてございますので、普通の土だけの地盤と比較しますと全体的にスピードが、伝搬速度が遅いという結果になっております。やはり廃棄物を埋めているということで、そもそも空隙が普通の土壌より多いだろうと。それから廃棄物からガスが発生していますので、そういった空隙にガスがある程度たまっているのではないかということが言えると思います。

今の伝搬速度が遅いと言われるところを上から見たのが、ちょっと見にくくて恐縮ですが、この赤い斜線で囲ったところ。それからNo.5はこちらですけども、大体こういうふうな20メートルくらいの幅で、上から見ると遅い領域がどうもありそうだという結果になりました。先ほどのトモグラフィの絵を模式的に表しますと、このようになります。これはNo.3ですが、No.3については上から約2メートルほど覆土があります。その下に廃棄物が埋まっていると。ちょうど一番ガスだまり、ガスがたまっているだろうと思われる場所が、大体この辺に位置す

ると。ちょうど覆土と廃棄物の境界のちょっと下あたりにあるというふうになりました。この幅が、これが大体2メートルほどの幅だということです。

No.5のほうは、あそこは覆土が55センチ程度と浅いということで、その下がすぐ廃棄物になってございます。こちらのほうはちょっと深くて、地表面から約3メートル下がったところに、先ほどのガスがたまっている場所があります。こちらのほうは厚さも3メートルほどということで、No.3よりNo.5のほうが、ちょっと深いところにガスだまりがあるという結果でございました。ちなみに、地下の水位はNo.3はこの辺、No.5はこの辺に大体あります。

今お話ししたような調査結果を踏まえまして、ここの先ほどのたまっていると思われる場所からガスを抜くということで、これがNo.3でございしますが、ここがNo.3の井戸でございします。そのガスだまりの範囲が大体こんな感じになっているということで、ここに2本、ガス抜き管を新たに設置をして、ここにたまっているガスを取り出そうと考えました。赤いほうは深いところまでのガス抜き管、青いほうは浅いところのガス抜き管というふうを考えました。

断面図で見ますと、ここに比較的ガスがたまりやすい場所があるということと、それからここが全体的に廃棄物でございしますので、この中でガスが発生をしていて、ここにもある程度ガスが存在するだろうということで、1本は廃棄物の一番底までガス抜き管を入れると。もう1本は空隙が比較的多い場所、ガスがたまっていると思われる場所まで、4メートルの深さまでガス抜き管を入れるというふうを考えました。

ガス抜き管の構造ですけれども、まず直径350ミリの穴を開けまして、その中に、外側に直径300ミリの穴の開いている管を入れます。さらにその内側に、直径200ミリの内管のガス抜き管を入れます。そして、その間に砕石、小石などを詰めるということで、上から下まで穴の開いている有孔管を入れるというふうなものでございます。ここに砕石なりモルタルで根固めを行うと。雨水の浸透とかガス漏れ等をここで防止するとしております。それぞれからガスが出たら、出たガスはここにガス処理装置を設置して活性炭で有害ガスを除去して大気に放散するというふうな形でございます。

同じように、こちらはNo.5の場所でございます、No.5の井戸がここにあるのに対して深い井戸がこの辺、浅い井戸がこの辺というふうな形で考えております。

同じようにNo.5の断面図でございます。基本的にはNo.3と同じ考え方で、一番底までのガス抜き管と空隙の多いところまでの6メートルのガス抜き管の2本を、このような形で設置をします。

こちらは、ガス抜き管から出たガスの処理設備の概略でございますが、それぞれガス抜き管

が2本あります。そのところに配管をしまして、除水、水を抜くためのタンクを設置して、ここに空気を吸引するポンプをそれぞれ設置します。ここでガス抜き管のガスを引いて、ここに2つある活性炭を詰めた活性炭吸着塔、これを通して有害ガスを活性炭に吸着をして大気に放出するというもので、今現在でも、既に場内のガス抜き設備にこういった装置が設置されていますけれども、基本的にはそれと同じような装置を設置するというふうに考えております。

次は作業工程でございますが、準備から最後の後片付けまでで約2カ月半程度、余裕を持ってみると2カ月半程度かかるものと思われまます。特に、やはりこのボーリングについては、かなり大口径の穴を掘るということ、しかも4本掘るということがありますので、この辺について、かなり日数を要すると予想してございます。その間にガス処理設備は工場であつておいて現場で据えつけるということで考えております。それで、具体的なスケジュールはこれからですけれども、このように2カ月半ほどかかりますので、できれば年明けに工事が始められるように、12月中に入札あるいは契約までの手続を進めたいということで、今、作業をしているところでございます。具体的な工事スケジュールにつきましては、請負業者さんが決定しましたら、設計を行った業者と県と3者で打ち合わせを行いまして、いろいろ詳細に決定をして進めることといたします。

こちらは工事の数量でございますけれども、ガス抜き管の長さ、あるいは掘削に伴って出てくる廃棄物の処理量、それから電気配線トラフを設置する、それからガス処理設備を設置するというので、No.3、No.5合わせまして、約1,200万円ほどの経費がかかるものと見込んでございます。

工事中の配慮事項でございますけれども、1つは発生するガス対策です。廃棄物層を掘削するという作業が入りますので、廃棄物層を掘削する場合に、ガス発生の有無を随時確認をしながら実施する必要がございます。また、掘削工事を行うものですから、騒音や振動の発生というものも想定しなければなりません。そういったことについて留意しながら、できるだけ周辺の皆様に迷惑がかからないように作業を進めたいと思っております。特に、ガス対策につきましては、ポータブルのガス検知器で監視を常に行いながら、作業員の安全を当然確保するとともに、万一、第2管理基準、硫化水素で5ppmというレベルでございますが、そちらを超えるような場合には作業を中止して、敷地境界の風下側で硫化水素を測定して周辺への影響を監視をするということを徹底したいと考えております。

こちら整形盛土工事については、来年度実施を予定している工事でございます。

こちらのほうは、具体的にはどの範囲を補修をするかということを決めるために、事前の測

量調査を実施をいたしました。調査方法ですが、処分場がこういうふうな形になっていますけれども、この旧工区と新工区の大体真ん中辺に、こういう中心線というものを引きます。これは以前、第1期の工事の時に、こういった線を引かして当時の標高というものを全て測っておりますので、今回、同じ場所にこういった線を図面上引かして、まずこの線の標高を測定いたします。

次に、横断測量と申しまして、これが縦断方向の測量に対して横断ですので横方向でございますが、この線の上に20メートル間隔で点を決めまして、20メートル間隔でこういうふうに横断方向の測量を実施をいたしました。

その結果でございますが、最終的に測量したのは平成20年度の末、雨水浸透防止対策が終わった時に測量しまして、その当時の標高がわかっています。それに対して今回の測量結果がどうだったのかと申しますと、全体的には10センチから25センチ程度、20年度末に比べると沈下をしていると。それから覆土には雨水が流れやすいように1%から3%の勾配をつけておりますけれども、その勾配が大小、もともと形よりも乱れているというふうな結果が出ました。

その結果のうち、横断方向の測量で特に排水勾配が悪くなったというのは、この赤い線で示した場所でございます。その他のところは、ちょっとした勾配の乱れはありますけれども、大規模な補修をせずとも、通常の維持管理の中の補修作業で対応できるレベルということで、ここが少し大がかりな対策が必要という場所として選びました。

ここは、ちょうど旧工区の真ん中辺で一番幅が広がっている場所あたりでございます。比較的、もともと排水勾配がこちらの方向にはちょっと緩やかになっております。そのところが、特に水たまりも目立つという状況にございました。

今のところの真ん中辺あたりの断面でございます。こちらが北側の町道のところ、こっちが処分場の真ん中辺になっていますけれども、この黒い線が20年度時点での覆土の線でございます。それに対して、この赤い線が今回測量で得られた覆土の表面の標高になっております。こちら辺がもともと緩やかでございまして、北側に近づくと2%ほどの勾配になっておりますが、今回、全体的に沈下しているだけでなく、特にこの辺がもともとよりも大分勾配が緩やかになっているということで、ここに対策が必要と考えました。

実際の対策は、この斜線を引いた約4,200平米で行うことといたしました。こちら側は、縦断方向に大分勾配があります。この辺の水はこう行ってこう流れるというふうになっていますので、ここは若干、横断方向は緩やかになっていますが、縦断方向の勾配があるということで、ここを外しましてこの部分に対策をするとしました。

これが対策の標準的な断面図でございますが、この赤いのが現在の線でございます。まず、草が生い茂っておりますので、その草や根っこが邪魔ですので、約20センチほどこの表面を剥ぎ取るという作業をまず行います。その上に、水色の高さまで、剥ぎ取ったのはこの黒い線になりますが、ここからここまでの高さを盛ると。盛り直して整形をするというふうな工事になります。そうすることによって、もともとのこの排水勾配と同じ勾配に戻すというふうな工事を考えております。

この工事ですが、約2カ月で終わるものと考えています。準備をして表土のまず剥ぎ取りを行って、そこから整形盛土をします。それから最後に、前と同じようにクローバーとか芝とかの3種混合の種子の吹きつけを行って、表面を保護するという作業になります。

実際、これは来年度の工事ですので、いつごろ実施するかということはまだ決めていませんけれども、覆土をいじる工事になりますので、雨が多い時期ですと工事がしにくいということと、それから濁水の発生等が心配されますので、一方、余り草が生い茂っていると作業がしにくいということもあります。そういったことで、いつの時期がいいか、これは村田町役場さんとも相談をしながら、どの時期がいいか相談しながら決めていきたいと考えております。

工事の量ですが、面積的には約4,200平米の面積をやると。それで、表土を剥ぎ取る量が、平均20センチでやれば800立方。それに盛土をします。盛土をする量は1,300立方です。この盛土は、剥ぎ取った土をふるいにかけるなりして利用できるものは利用し、不足分は外から運んできて使うということになります。それでもやはり、半分程度は外から運んでくるという格好になりますので、やはりダンプとかで土を外から運んでくるということで、交通による騒音、あるいは交通安全ということにも、きちっと配慮をしてやっていく必要があると思っております。こちらのほうは、そういったことで概算で約900万円ほどの費用で見込んでおります。

工事中の環境配慮ですが、こちらのほうは表土を20センチほど剥ぐということですので、廃棄物層を掘削するというふうな作業は入りません。ただし、粉塵、土ぼこりの飛散、あるいは雨が降れば濁り水が発生するというふうなことが懸念されますので、仮囲いの設置あるいは乾燥の場合は散水等で飛散防止を行う、あるいはシートの養生とかで雨水の流入、流出、濁水の発生を抑制すると。あるいは大雨なんかには、事前にそういった情報をとって作業をするというところを行うとしております。

ガスについては、先ほどお話ししたように、あまり心配はないと思っておりますけれども、やはり作業上ではポータブルの検知器等で常時チェックしながら作業を行うということを実施したいと思っております。また、騒音・振動ですが、やはりダンプその他、整形覆土をするための重

機等がありますので、低騒音型、低振動型なりのなるべく静かな機械を使うと。それから、場内外を移動する際には低速走行を徹底するというにしたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。どうもありがとうございました。

4. 質疑応答及び意見交換

○司会 それでは、これから意見等をいただきますけれども、その前に、県議会議員のすどう哲議員がご到着されておりますので、ご紹介申し上げます。

○すどう県議会議員 どうも済みません、遅れました。

○司会 それでは、ご出席の皆様から、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等いただきたいと思っております。大変申しわけありませんけれども、挙手の上、お名前をおっしゃってからご質問、ご意見をお願いしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらば。

住民A これからされる工事のことについてはないんですが、それに関連したことで質問したいんですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）Aと申します。よろしくをお願いします。

実は、あそこの竹の内の処分場跡に、将来ソーラーをする大きな会社というんですか、そういうお話が出ているというのを聞いております。そういう大きなプロジェクトの話があると聞いているんですけれども、もちろん、この工事が終わって竹の内処分場が落ち着いてからの話だと思うので、何年先になるかはわからないんですけれども、こういう環境関係というのは国でいえば何省に当たるんですか。例えば建設省とか厚生省とかとあるんですけれども、何省に付随するのでしょうか、この環境整備というのは。

○本木部長 では私のほうからお答えをいたしますが、多分、今お話になっているのは、メガソーラーという太陽光発電の大きいものという話だと思います。これについては新聞にも載りまして、ちょっと事実と違うようなニュアンスで載ったものですから、若干皆さんにご不安をかけているんですが、今後、跡地利用の1つの可能性としてメガソーラーということもあるのではないかというお話があった時に、他県の事例でもそういうことがありますので、1つの選択肢としては有望だろうという回答をしております。

○住民A ということは、そういう計画書というのは、具体的に県とか国には出ているんですか。出ているとお話聞いているんですが。

○本木部長 いえ、そこが違うんですが、出ておりません、まだ。あくまでも、跡地の利用が可能だということが科学的にわかって、あと地元と協議しますので、跡を何に使いましょうかと

いう議論を当然ながら皆さんと話をすることになると思います。ですから、そういう今段階ではありませんので、具体的にそういう計画が今あるということではありません。1つの可能性としてあるということです。

○住民A 可能性だけで、実際に計画のようなものが出ているわけではないんですね、まだ。

○本木部長 ありません、はい。

○住民A そうですか。そのようなものが出ているとちょっとお聞きしたものですから。ぜひそうやってほしいし、将来、地域の住民にとっても地権者にとっても、先に見えるいいお話だなと思っているんですね。私自身も、そういうのに跡地を利用していただけたら、将来いいなと思っているものですから。そうしますと、具体的には何もそういう話は、あったというだけで進んではないということなんですね。

○本木部長 今のところは、具体的な計画はありません。ただ、将来、ここをどういう利用しようかなと考えた場合に、そういうメガソーラー、災害の時にも地域にも利活用できるようなメガソーラーというのも、非常に地域にとってもありがたいものになるでしょうから、そういうものも可能性としてあるなということで、我々も早くそういうところに行き着けるようにはしたいなというふうに思っておりますけれども、今のところはまだ具体化しておりません。

○住民A 具体的には進んでないということですね。

○本木部長 また皆さんと協議したいと思います。

○住民A わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ほかに何か。

○住民B Bと申します。よろしく申し上げます。

毎月ガスの測定の資料が回されてくるんですけども、それは見ているんです。大体、ここが一番きついなと思っているんですけども。県のほうでは、具体的にそこだけかなと思っているんですけども、私たち、もっと広い立場に見ないと、ガスがそこだけやれば何とかなるんじゃないかということにはならないんじゃないかなというように思っているんですけども、その辺どうなんでしょう。

○渡部室長 噴出防止工事の実施場所の話ですか。2カ所でやるという。

○住民B モニタリングというのは。

○渡部室長 モニタリングの話。

○住民B いやいや、モニタリングで何点か今やっているでしょう。それのほかに、じゃあガスがないのかどうかという調査はしないんですか、それ以外の場所で、地域。（「場内でなくて

場外を調べないんですかということは今聞いているんだと思います」の声あり)

○渡部室長 実際、ガスは連続モニタリングということで、敷地境界2カ所と村田の第二中学校で連続して測っていると。それから、場内にある観測井戸で毎月、県の職員がガスの量とか、あるいは硫化水素の濃度などを調べておりまして、それらの結果を、毎月お知らせに載せて皆様にお示ししているということですが、その中身について、もうちょっと増やしたほうがいいのではないかというご意見ですか。

○住民B 県の対策として、そういう調査をきちんとやるのかどうかということなんです。

今まで十何点かやってきたでしょう、モニタリング。大体、それを見ると、その地点はこれだけ出ているんだなとわかるんですけども、それ以外のところからもかなり出ているのではないかと思うんですけど。だから、そういうところも含めて調査したのかどうかということ、私、聞いているんです。

○渡部室長 今現在、モニタリングは21年度から、1回目の工事が終わった後に計画をつくってやっているんですけども、当時、ある考え方で整理をして、今のモニタリングの地点なり項目なりというものを評価委員会の意見をお聞きして決めさせてもらっているんですが、やはり、処分場はかなり面積が広いので、その中で10カ所程度の調査をやっているということで、ちょっと少ないんじゃないかというふうな見方もできるのかもしれませんが、やはり、一方モニタリングということで、なかなかすべてやるというのは難しいものですから、実際、設置してある井戸を使って、今の場所を選んで、全体的なバランスなどを考えてセットしているわけなんです。

それで、何らかの必要性があつて、もうちょっと増やすというふうなご意見が専門家の方とかから出ましたならば、それはまた増やすということはやぶさかでないと考えていますけれども、今のところ、処分場の測定結果からいけば、私どもとしては新たに今、調査地点を増やしてというふうなことは、今のところ考えてはおりません。

○司会 よろしいですか。ではそのほかに何か。

○住民C 守る会のCです。

今の話の補足ということになりますけれども、この前の現地で行われた評価委員会の時に、評価委員会の先生たちと一緒に見た場外のU字溝の周辺ですね、あそこはこれまで何回、山谷さん、あそこで悪臭するってあなたを呼んだかということもあるんですけども、かなり頻繁にこの頃呼んでいますよね。おいでにならなかったこともあるんですけども。場外ですので、これは中で大丈夫だからどうのこうのではなくて、場外でそのくらい呼んでますよということな

ので、山谷さん、何回呼ばれて何回確認したのかということだけ、ちょっと聞かせてもらえ
と思います。本当は室長が答えるのが当たり前なんだよな。知らないんだよな。

○山谷技師 Cさんに連絡をいただいて行った回数ということでしょうか。

○住民C いやいや、ひどいなって思うのか思わないのか、こんなもの我慢が足りないんだと思
っているのかどうか。

○山谷技師 Cさんに、臭いがきついということで、場外の排水路のほうで臭いがするので確認
に来てほしいということで、こちらから行ったことが何回か、2回ぐらいでしょうか、あると
思うんですけども、その時にこちらで伺いまして、硫化水素のガスの濃度というのを検知管
で確認したことが2回ぐらいあったと思いますが、検知管で検出されたというの、こちらで持
っていった検知管で確認して検出されたということはなかったんですが、鼻を近づけて硫化水
素の臭いがするということはございました。

○住民C 検知管でやってみたことあるかというようなことは聞いてなくて、何回呼ばれたのと
いうふうな話だけを聞いたかった。それで場外ですよ、あそこは。場外ね。場外で、私たち
ただ道路を通ってあそこで車を止めて、車の窓を下げて、今日は臭いそうだなと思う時に車の
窓を下げて、それでクンクンとやって、「あれ、ひどいな」ということで役場にも言うし、山
谷さんにも連絡してくれという話をして、それで検知管で出なかったというのは嘘で、
0.02ppm出たことがあったよな。宮城県の耳とか目とかというのは非常に都合よくできてい
て、具合悪いことはみんな忘れるようになっているけど、山谷さんはそんなことはしないんだ
ろうと思って言っています。

それで、そういうことなので、場外でそういうこと。それで、今日は臭いそうだなと思うよ
うな曇った日、湿った日、夕方、日中はなくなるというようなのは、これは今までの体験から
ずっとしているんだけど、場外でそういうことだよ。それで、この前の、一歩進めればこ
こにガスの常時観測ポイントをここに置くべきだよなというような話までいたしました。

そういうことなので、決しておさまっているわけではない。中身はあんまりなくなったかも
しれないけれども、外に拡散しているよ。これは第2ステージの汚染が始まっているんだろ
うというふうに思わざるを得ないようなところがあるということだけお話しします。それで、
そこはちゃんと手当てをしなければならないと。でないと、仙台まで電話かけて、山谷さんの
ところに私の電話代で電話をかけて、おいでになるのを2時間、1時間半も待っていて、それ
でそこで確認してもらわなければならない、これは。おろそかにしていただいているということ
です。何回呼んだかというのは、私の手帳を見ればわかります。

○司会 ご意見ということでよろしいですか、回答は。

○住民C まあ、いいや。回答はいいんですけども、0.02というふうな言い方をしたよね。その時は、これで悪臭防止法に抵触しないからいいんだよなというような言い方をしたいのかなとは思っただけけれども、場外でそういうことなんですよね。そののところだけは、きちっと頭の中に入れておいていただいて、特に部長もおいでになるし、それから次長もおいでになるので、竹対の鼻というのは、私たちあまり当てにしませんから。部長と次長の鼻でちゃんと確認していただくということにさせていただければと思います。今度臭いしたらば、竹対でなくて部長のところに電話しますので、よろしくをお願いします。

○司会 済みません、ご意見ということでいいですか。

○本木部長 今、モニタリングについてBさんとCさんからお話がありました。

先月、実は評価委員会がこの場所で、あちらの会場でやったんですが、現地に来ていただきまして、今後の進め方、特にモニタリングについての課題についても検討課題として議論をしていただきました。その際に、今、Cさんからお話があったU字側溝のところにもみんなで行って、物を見ながら、臭いをかぎながらということもさせていただきました。

今回、国との協議の中でも、外への周辺地下水のモニタリングポイントが、やはりちょっと少ないのではないかとのご指摘もあり、もうちょっとこの処理場の状況を見るためのポイントを増やそうということにしております。どこにどういう形で増やすかということで、この前、現場を見ていただきました。やはり、いろいろな意見がございまして、まだここというふうに決まったわけではありませんが、今後、数人の方と協議をしながら具体的なポイントを決めていこうということで、モニタリングについてもそういう意味で強化を今後図っていきたいというふうに思っております。また、場所が決まりましたら、決まる過程で皆さんにご説明をする機会があろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○司会 じゃあよろしいですか。では次。

○住民D 地元のDです。どうもご苦労さまです。

私、一番感じたのは、今の説明聞いてみんながわかったかなと思うんです。なかなか、説明してくれた室長には本当に申しわけないんだけど、図面、あそこに出して、そしていろいろ、これがあそこでどうのこうのと言ったって、みんななかなか理解できないと思うんですよ。それよりも、もっと具体的にボーリングを何カ所するとか、それからガス抜き管を何本して、そして図面だけでなく普通の言葉で話してもらったほうが、みんなわかりやすいんじゃないかなと思うんです。何メーターのところ、短いのと長いのとこうなってああなってと言ったっ

て、どこまで理解しているかといったら、みんな理解、私頭悪いからなかなか理解できないんですよ。

ですから、ボーリング何本やる。それからガス抜き管を大体どの辺に何本こうやるとか、そしてモニタリングも何か所やるとか、そういう具体的な話をしていただいたほうが、みんなわかりやすいと思うんです。本当に、せっかくみんな来ていただいているのに残念でしょうがないんです。

今日、楽天の優勝パレードありましたね。その時に、私は見てて涙が止まらなかったんです。にこにこして県知事がオープンカーに乗って手を振っていましたが、こういうのが、この竹の内も早く安全・安心の宣言をして、そしてみんなにあの顔で接してもらえるようになったらと思うって、私、年とってから涙もろくて涙出たのか、何の涙なのか自分でも理解できないくらい、最初から最後まで本当に泣きっぱなしと言った方がいいのかな。やっぱり、そういううれしい感動で私たちを泣かせてもらいたいと思うんです。それを、いつもいつも苦しみで、そして涙をこぼしているような地元の人たちの思いをもっと酌み取っていただきたいな。いつになったら、私たちの子ども、孫、安心して安全な生活ができるのかな、そんなふうにずっと思っていました。

だから、今の説明、専門的ないろいろな話は、それはいろいろな専門の方たちとか、それからいろいろな協議の上でなさるとして、全然理解できないことを時間割いて来ている人たちに言ってもらっても、多分、何にも理解できないで帰るんだろうと思うんですよ。済みません、そんなことでよろしく願いいたします。早く安全・安心の生活を取り戻してもらいたいです。お願いいたします。（拍手）（「ほんとに素人だもんね、ここに来てる人は」の声あり）

○住民C 普通今までね、こういう時は次長が全て答えてたの。部長は後ろにいてにこにこしていたんですよ。だから、次長が答えるべきなんだけれども、いけない人からバトンタッチしたばかりでかわいそうで見られないんだ、ここで。

○本木部長 そういうこともあり、私のほうから本当に申しわけないと思います。

説明を聞かれて、やや、やはり専門的に答えてしまったなという思いもしております。今後は、よりわかりやすい説明にしていきたいと思いますが、平たく申し上げますと、まず1つ、噴出防止工事をやりますと。これは、年明けから3月あたりまでやらせていただきたいと。今、No.3とNo.5の井戸のところに新たに井戸をまた掘って、そこからガスを抜いて無害化するという工事をやらせてくださいと。これについては、そんなにトラック等は通りませんが、やはりそこは気をつけて地元に入りますというお話が1つでした。

あともう1つは、4月以降、これまだ日にち決まっていますが、これは皆さんと町と協議して、何月ごろから入ったらいいかというのを、また相談しますが、あそこの造成工事をもう一回やらせてほしいと。4,000平米ぐらい。ちょうど真ん中あたりです。今、水たまりになって、ちょっとべこっとなっているところが、べこっといえますか、ちょっとでこぼこになっている部分がありまして、そこをもう一回表土を少し取って、草を取って新たな土を持ってきて、きれいな形にして、水がきちっと流れるようにしたいという工事でした。これについて、やはり土の出し入れがあるので、トラック等も走る可能性もあるので、そこは十分注意して工事に入りますということでした。その2つの追加工事、国にも認めていただいたので、それについて皆さんとご協力をいただきながらやっていきたいという説明でございましたので、ご理解いただきたいと。今後の説明、気をつけていきます。

○司会 それではほかに何か。

○住民E 町会議員のEといいます。

先月29日に現地で評価委員会ということで、先ほどCさんのほうからも話があったように、大学の先生が何人も来てくださって竹の内産廃処分場を現地調査して、そして体育館のほうでかなりの方数が集まって説明会が持たれました。大変それは、大変なことだったと思います。

その時にも、私ちょっとお話ししたかと思うんですけども、あそこを見ると、一見草地です。そして、きれいに今刈り込んでありますから問題は何もない、臭いがしなければ。そんなふうな感じだと思うんです。場合によったら、あそこでゲートボールもできるだろうし、あるいはソフトボール、あるいはゴルフ。先ほどある方から出たように、あそこ太陽光発電という話、9月19日河北新報に大きく出ていましたけれども、表面的にあそこの風景だけ見ていけば、太陽光発電も可能ではないか、そんなふうに思っても不思議ではないと思います。あそこの内部環境について、あの評価委員会の時、大学の先生何人もいらっしゃいましたけれども、あの時も確認しましたけれども、もう一度ここで読ませていただきます。

これは評価委員会の議事録です。公文書です。

「なるほど。前の問題で理解していたよりもっともっと深刻なんだなということは、恐らく委員の先生方の共通だと思いますね。私も非常に気にしているのは、でかく言えばあそこはみんなメタン発酵層です。いろいろなそういう大きな嫌気性発酵層が後10年か、20年か、あるいは30年続くかわからない状況ですよね。前に比べれば少なくなっていることは確かだと。モニタリングの結果を見ていけば、確かに減少している。しかし、あの状況は、まだ発酵が進んで

いると、そういうことだけは間違いがないわけですよ。噴き上げると、噴水のように噴き上がりましたね、何回も。噴き上げるといことは、そういうことですから。私、モニタリングだけの委員会だと不十分なんです。これは大変な深刻な状況ですから。こんなふうに私はまとめましたが、いかがでしょうか」と。これは評価委員会の委員長の議事録です。

ですから、29日の日も私確認しましたがけれども、これが委員会の見解、認識、今現在の認識で間違いありませんかと、そういうふうに確認しましたら、そうだったということでした。

もう1つ、委員長の発言でこういう発言もありました。

「私が一番不安にいつも思っているのは、あそこに雨が毎時100ミリから150ミリ、いわゆるゲリラ豪雨ですよ、土砂降りが降っちゃったらどうなるんだろうと。あれだけ不安定な反応層の中に地震が起きたらどうなるんだろう」と、こんなふうにも述べています。

評価委員会のほうの委員長がこのように述べて、そして29日のああいう会議でも、今現在そういうふうに認識しているというわけですから、県のほうも同じ認識だと思うんです。平均すると、約1メートルの覆土です。深さ1メートル、それより深いところでは、今言ったような状況だと。県も同じ認識だと、そういうふうに理解してよろしいですか、その点を確認したいと思います。

○本木部長 何と申し上げたらいいのか。県も、今お話があった委員長以下評価委員の皆様と一緒に、モニタリングの結果について評価をし、分析をし、対策を考えてきております。そういう中で、内部について、まだ発酵がおさまっていないという評価は、これはもう我々も外部に対してきちっと申し上げておりますし、それを今回国に訴えて追加の工事を認めていただきましたので、それについての思いは全く同じでございます。

ただ、10年、20年、30年と確かにそういうお話をしましたが、それについても、まだ評価委員会としての評価が定まっておられません。今、ここ2、3年、廃止基準までどういう課題があるだろうということを、今、評価委員会の中で議論を始めました。今まで対策をやってクリアをしてきた、いわゆるよくなってきたものが、こういうものがあるけれども、まだ廃止するところまで至らない項目が、こういうのがあるねという分析も、ここ数年始めました。ですから、そこをクリアすれば、先ほどおっしゃったようにゲートボール場もゴルフ場もメガソーラーもできるようになりますので、その見定めを今後みんなでやっていきたいと思いますというのが、今の進めていくための共通認識です。そういう意味で、委員長と同じ思いかといえば、県は当然同じ思いでございます。

○住民E 今の説明は、評価委員会の議事録をずっと読んでいくと微妙にニュアンスが違ってい

と思うんです。今引用した中にもあるように、モニタリングだけの委員会だと不十分だと。それから廃止基準に向けて、もう具体的な指標というものを設けなくてはならないのではないかと、そういうふうな発言もあったかと思うんです。それで、守る会のほうから、昨年6月、村田町議会のほうに意見書が出ました。それはどういうことかという、意見書といたらまずいですね、請願ですね。竹の内産廃処分場は表面的には一見落ち着いているようだけれども、今、ここで引用したように、地下1メートル、それより深いところでは落ち着いていないと。そして、土砂降りが降って上の表土が流されたらどういうことになるかわからないから、早く第2段階の抜本的対策、守る会のほうでは恒久的対策という言葉を使っていましたけれども、そういうのをやってくれという請願が出されました。

村田町議会は、全会一致で、14人の議員全員がそれに賛成して、そして県知事宛てに恒久的対策を一日も早くやってくれと、そういうふうな意見書を県知事のほうに提出したわけですが、それについて県のほうは、知事のほうは、どのようにその意見書を理解したのか、あるいは今後どうなのか。そういう話は、先月29日の時も話出ていませんでしたので、今日、せっかくこれだけの町民の方が集まったので、県のほうの、知事のほうの意見書に対する考えというものをここで披露していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○本木部長 改めて、恒久対策ですか、訴えてございました。これについては、我々地元を取りまとめをしていただいた町、それから取りまとめ結果のご意見等、いろいろ検討させていただきました。県としては、やはり国と協議を重ねてきたこの経緯、それから工事をやる理由、合理性、そういうものでご説明をし、今の変更計画で地元にご理解をいただいたものというふうに思っております。もう一度申し上げますと、恒久対策については、今回の追加工事をした結果、2年のモニタリング結果を踏まえて、その必要性を判断してくださいと、しなさいというのが国の指導であり、それを盛り込んだ今回の変更計画になっておりますので、その時点で我々も専門的な評価委員会にお諮りをし、その判断を仰ぐという、今、スタンスになりますし、そういう説明をしてきたつもりでございますので、ご理解をお願いします。

○住民E ちょっと私の質問を、一部違って理解されたんじゃないかなと思うんですけれども、国のほうのそういう判断というか、それはそれでわかります。私が先ほどお聞きしたのは、村田町は議会として恒久対策をやってくれと、今まで何年もモニタリング、モニタリングと言ってきたけれども、例えばモニタリングの場所を増やすとか、あるいは管をいくつか増やすとか、そういうことでは足りないから抜本的な対策をやってくれと、そういう意見書を知事宛てに出したわけですよ。だから、それに対して知事は、県はどのようなお考えなのかということ。

それを村田町民、宮城県民ですから、に披露していただけませんかということを知っているんです。

○本木部長 それについても、これまでもお答えをしてきたつもりですが、改めてご質問でありますのでお答えをいたしますと、地元からそういうご要望があったことは、当然ながら我々も認識しております。ただ、今、我々が行っている工事の限界があります。これはやはり、特定の支障除去対策を代執行で県がやっているというところが1つあります。

それから、どういう工事をこの地区でやるべきか、やるのが妥当なのかということについては、やはりモニタリング結果を踏まえて、必要な工事という考え方がありまして、その中には、地元からご要望のあった、すぐ恒久対策をとるべきだという理由にはならないといえますか、そこに合理的な理由がないので、今すぐ地元から出ている恒久対策をとる環境にはないというのが県の考え方です。ちょっと回りくどい言い方になりましたかもしれませんが、平たくいうと、いろいろな工事の種類があります。全国でも、先ほどちらっとありましたが豊島とか青森、岩手なんかは撤去工事です。それは、モニタリング結果とか周辺影響から、その工事以外ないという判断でなされている工事です。ということで、全国こういう不法投棄の問題がある中で、そこでやはり合理的な工事は何かというのが、やはりあって、本件竹の内については、今、行われている工事でモニタリングをきちっと見ながら、必要な工事を判断をしていくというのが、今の考え方でございますので……。

○住民E 部長さん、立場上今のような説明が精一杯だと思うんです。私もそうだと思います。ただ、1つ受けとめてほしいのは、村田は、議会で議決したということは最高意思決定なわけですから、町の。そういうことで、一日も早く抜本的、恒久的対策をやってもらいたいというのが民意なんだと、守る会からそういう請願が出されて議会一致したわけですから。本来であれば、ここに議長さん、副議長さん、あるいは先月の29日の時も議長さん、副議長さんがいて、知事に意見書まで持っていったんですから、もう一度、この場でお願いしなくちゃいけないと思うんですよ。

町長さんに私、1つお願いしたいんですけれども、議会でそういうことで恒久的対策をと言っているわけですから、町長さんもせつかく県のほうから部長さんがおいでになったわけですから、ですからやはり、議会と町執行部と守る会、そして町民が一体となって、一日も早く抜本的対策をやってもらいたいんだという要望を町民のいるところで私は表明していただけたらと思うんですけれども。

○佐藤町長 ただいま、町と議会と守る会、地元ということで、同じように出席をした形で、私

のほうにもありましたが、これまでも県のほうには現場の状況の改善の要望であったり、さらには今月、今年の3月でこれまでの産廃特措法の期限が切れるということで、今ある支障対策の早期の解決ということで、何度も県のほうには足を運んで、また本木部長を初め知事もその件は申し上げさせていただいているところです。

これまでも、やはり皆さんの努力のところ、3月26日に環境省の同意ということでございましたので、一応最後のほうに私のほうからも申し上げたいと思ったのは、今回の支障除去対策のスケジュールとして示されているところがありますけれども、当然、平成25年、間もなく12月ということで、これから噴出防止工が行われるということ、また、来年度についても整形盛土工が行われるということ。やはり村田町として求めるのは、早期の無害化、早期の安全ということになりますので、今回は先ほどの資料からいうと平成28年に一つの答を出さなくてはならないという、そういう期限も示されておりますので、その期限に向けての取り組みということが、今後大変重要になると思っております。

先ほどの説明の中では、評価委員会の中でも廃止基準に向けた議論ということに話がありましたが、いわゆる町としましては、廃止基準に向けた方向性であったり、どういう手順でいくのか、どういう基準なのか、今、竹の内がどうなのかということが、やはり大きな関心でありますし、加えて今どうなっているかという不安ということだけを取り上げたら、それも数は数え切れないほど出てくるかと思えます。

先月の評価委員会でもありましたように、モニタリングポイントの追加などによって、現状の実態が具体的数字でわかることによって、それがある程度安全に対する理解の方向にもつながるなというふうに思っておりますので、これについては期限のある中での早期の取り組みということ、ぜひお願いしたいと思えます。

あと、やはり平成28年ということは大きな一つの区切りになりますので、それに向けた手順ということも、できれば早期の段階で町初め4者のほうにもお示ししてくるような、そういうことを今日はお願いをしたいと思えます。

○住民E 1分だけ。それであと話やめますので。ほかの方にしゃべってもらう時間がなくなりますので。

今の町長さんの説明は、ちょっと私、不十分だと思うんです。今まで何回、何十回ってこういう説明会がありましたけれども、そのたびに意見書を出したとか出さないとか、議決とは関係なく抜本的対策、恒久的対策ということは繰り返し町民から要望されました。先月29日の時も、今まで一体何をやっていたんだと、何の肩書もない一般の町民の方が2人、3人というふ

うに発言なさってくださいました。今度、特措法から外れるということで、町長さんは去年の10月25日に県のほうに要望書というのを出しました。ここにありますけれども。だけど、それを読ませていただきましたけれども、そこで抜本的な対策を、恒久的な対策を一日も早くという文言は一言もありません。とても残念に思います。終わります。

○司会 Cさん。

○住民C まず山谷さんにね、この間臭った時呼ぶって行って電話でお話ししたけれども、役場の職員たちが、あの人新婚でかわいそうだから呼ぶのはいいからということで呼ばないでしまったわけね。だから、「2回来ました、3回来ました、呼ばれて」と。その裏には「いいから、こんな時間だから呼ぶな」というふうなものも何個も隠れてるのね。そのこのところは頭の中に入れておいてもらわないとまずいんだよね、こいつは。よほどのことなんだから、呼ぶというのは。そういうことです。それが1つ。

それから、モニタリング、モニタリング、モニタリングというふうなお話がありまして、今後もモニタリングをこういうふうに行いますということなんだけれども、モニタリングは工事ではありません。浄化工事ではない。どのくらい汚れているかを見るのがモニタリングなので、だから、今のモニタリングで地域の安全・安心が語れるシステムになっているのかということですね。それで、それについては評価委員会でも、これで十分だというふうな統一的な見解をなされたことはありません。これで十分だと評価委員会は言ってない。このところもしなきゃない、ここもしなきゃない、こいつは要らないかもしれないけれどもこっちはしなきゃないとかというふうな話なので、まだモニタリングが確立しているなどということではない。それが証拠には、環境省は場外に何個かモニタリングポイントを増やしたらいいさというようなことを言っています。

それから、さっき部長から豊島と県境が出ました。県境は山の上にあります。山の上にあるから汚水は山の壁のところから汚水が出ているのは見えます、これは。県境はね。それから豊島はご覧になったかどうかわからないけれども、汚水が漏れたら海に出る。海に出てそこで魚が死んだり、海草が枯れたりしていました。そういうことでわかった。竹の内の場合は、汚水どこに行くのといったらば、あそこは露頭はあそこにあるんだと我々は思っているんですけども、あのU字溝の中間ね。あそこはちゃんと臭いしてるよと。今も見てきましたけれども、そういうことで汚水が水道のところから表れるんだよと。だからそのところをきちっと見ていかなければならないだろう。

それで、山谷さん、2を出して、2。いやいや、ただの2だな。生活環境保全上の支障とい

うところ。出ないか。

生活環境保全上の支障ということは何があるかということで解説してあります。処理基準に違反した埋立処分ということで、許可容量・許可区域を超えた埋め立てが行われた。これが保全上の支障なんですよ。それからその下へいくと、許可外廃棄物の埋め立て。安定産廃場、安定産廃場、安定産廃場と言っているけれども、竹の内は実は不安定産廃場だよなど。あれは管理型以上だぞというような言い方をしていますので、だから、生活環境保全上の支障を除くのは、許可容量と許可区域を超えた埋め立てを解消することなんですよ、簡単に言えばそうなんです。それを言うと、宮城県はしゃかりきになって「そんなことできません」。我々もできないと思うこれは。どこかに何軒も引っ越さなければできないような状況になるということなので、ひょっとしたら学校さ移転しなければならないのではないかと考えています。だから、できない。

それから許可外廃棄物の埋め立て、安定型産廃場に埋めてもいいものだけに選んで、あとはよそに持って行って。これだって全域を掘り返さなきゃいけないからできないんだろうなというふうに思っています。思っています。それだったら何すればいいのと言ったら、それにかわることをしていかなければならないだろうと。みんなどうしてこれしか来ないかと言ったら、宮城県また嘘つくんだ、行ったってしょうがないと。ここなんですよ、実際は。

それで、今度の4月で本当は対策が終わるはずだった。第1次支障除去対策が終わるはずだった。終わるはずでちゃんと準備してきて、対策を講じた。だけれども、3月になってこれは終わらないよなということで延長したわけでしょう。これは我々が延長してください、延長してくださいと言ったわけではなくて、宮城県が延長しなければ終わらないということだったので、宮城県の計画が甘かった。失敗なんですよ、失敗。そのところをきちっと頭の中に入れなかったら、次の施策なんか出てくるわけないんじゃないですか。失敗なんですよ、これは。失敗だ失敗だって一生懸命言ったら、本当に室長が、それはCさんの独自見解だということで排斥なされたけれども、失敗なんですよ。なんで失敗したかという反省を踏まえて、次の対策を講じなかったら何にもならないということです。地区の人たち、地区の人たちいつまで我慢すればいいの。いつまで待ったらどうなるの。そいつを聞かせて。その対策をどういうふうにしているのということだと思えます。そこまでが前置き。失敗は失敗として認めて、どうして失敗したんだということ、失敗なんだよね、実はね。失敗とは言えないだろうけれども失敗なんですよ。我々はそう思っています。

No.5とNo.3、穴掘る。そのことも評価委員会でお話ししました。コアが出てくるんだからコ

アを使って、No.3とNo.5しかガスが出ないのかということが問題になっていたわけですから、安定化、コアを使った安定化を判定できるよというふうに、国環研の井上雄三博士が言っているわけだから、そのことに従って見てもらおう。それで、廃棄物になるわけですね、穴掘ったら、No.3、No.5。ここに何立米出てくるということが書いてあるけれども、それを使って井上雄三さんとお話ししながら、このくらい浄化されてる、あと何年かかるだろうというふうなのを数式で持っているはずですよ。方程式がある。だから、そこへ行ってそいつを有効に使うと井上さんと相談しながら見てもらおう。それを住民の皆さんと相談したらいいんじゃないかなというふうに思っています。そいつが1つ。

これはやはり、議事録の中でも先生たちはそういうふうに有効に使うの当たり前だよという言い方をしているけれども、このままなら廃棄物として捨てられてしまう。それは駄目。皆さんの先輩たちがボーリングコアなんかみんな捨ててしまったんだから、それはちゃんと取っておいて有効に利用するよというふうに、細見先生も議事録の中できちっとおっしゃっているということなので、それはそういうふうにするべきだと、全量取って分析して、どこまで安定化が進んでいるのかというのは、それを分析することによってわかるよと井上さんは言っているんだから、井上さんに悪いけど来てもらって、あの人退官したんだけど、そういうふうな方法をとる。有効に使うということはこの中に書いてあるので、そいつはやっていただかないと困るよということですね。

それから、評価委員会で言われたことを、一々本当は、こういうふうなことを言われたんだ、ああいうふうなことを言われたんだよなというのを、我々と、私たちが入ります、村田も入ります、それから室長も次長も入って、こいつはこういうふうにしなきゃいけない、こいつはこういうふうにしなきゃいけないというふうな、1回目の、この前の評価委員会を受けての話し合いの場が必要なんだろうなと思っています。

それからもう1つ、今日は地権者の人たちもおいでになっている。みんなもうんと心配なの、何になるのか、ソーラー基地になるのかなど。だから、おれは地権者の人たちには、県にただでやるからってあんたたち言ったけど、やることないぞ。ソーラー基地として売ったらいいというふうに言いたいと思っています。なるんだったら。ただ、その前に安定化しなきゃいけないんだから、30年かかるのか50年かかるのかということだけは、我々の目標として25年で何とかしたいと思っていますくらいのこととは言わないと駄目だ、これは。そのつもりで、こういうような対策をしているんですからというふうな年限を切らないと、さっき部長とお話ししたけれども、部長はあと1年で部長を辞めるんだよね、きっと。別のところに行っちゃう。だ

けど、ここにいる人たち、地区の人たちはここで孫を育ててここで死んでいかなきゃないんで、定年はないわけさ。配転もないんですよ、ここで住まなきゃないんだわ。楽天のパレード見て涙流して、ここで死んでかなきゃないんですよ。そこのところを考えたら、何とかしてとにかく早々と対策を進めようねというようなお話をしていただきたい。

それから次長、先ほどからしきりとうなずいておられますけれども、実は我々、竹の内のこと一から十まで知っているわけじゃない。地権者の人たちのほうがはるかに知っている部分もうんと多い。そういう人たちを一堂に集めて、膝を交えてお話しするというふうな機会がなければだめだ。ここのところ何埋めたんだよとか、ここのところこういう埋めたんだよとかいうふうなのは、皆さんのほうが知っているわけです。それで、U字溝の中間から出る汚水は、実はここから引っ張ったんだ、あいつがというようなお話だって出てくるかもしれません。そういうことなので、まだまだ一踏ん張り、二踏ん張り、まずそれには失敗したんだよな、失敗したんだよなという、何と言うんでしょう、今までのところに首引っかけて、そうでない、そうでないと足バタバタしているんでなくて、飛び下りてどういうことだったんだというふうな考え方を、まずしていくのが本当だと思うんだけど、部長、そういうふうな機会というか、つくってもらわないと、これは動かないと思います。いつかわからないんだもの、みんな。おれが活着ているうちに直るのかなというような、多分駄目だなんていうような話なので、そこのところやっていただく……。 (「私たち、一言言わせて」の声あり) Dさんも何か思い出したようで、壊さないように、ちゃんと建設的に言って。

○住民D Dです。いろいろ立場上、お話しなさってるのは立場上わかるんです。ですけど、もう少し竹の内の歴史認識をやってもらえたらなと思います。もともと、もちろんこれは許可出したのは県なんですよね。だけど、その時に知事がかわれば責任もかわるのかなと私不思議でしょうがないんです。前の知事の時にいろいろと、県職員も軟禁されたりいろいろあったでしょう。そしてそれを今部長は、だから代執行しているって言うけど、やっぱり私は代執行という言葉、これ、形的にはそうですよ。だけど、本来ならば県の、いろいろ監視しなかった、そういう責任のために大きく変わったんだろうと私は思っているんです。ですから、代執行とかいう認識でなくて、当事者だという認識でやってもらいたいなと思います。

というのは、前の知事の時に、だっていろいろ問題が起こったわけでしょう。それを今の、多分県職員の人たちもわからないと思う、立場上からいろいろ。聞いている人もいるでしょうけど、わからないでしょう、恐らくは。だから、これは形は代執行だけど、本来ならば当事者なんだという感覚で、私は動いてもらいたいと思います。前の時にだって、いろいろな黒い噂

もありました。それは噂に過ぎないのか事実か、それはわかりませんよ。だけど、県職員が軟禁されたりしたことは事実なんです。だからその時に、何で県知事が訴えなかったのかなってみんな不思議に思ってたことあったんですよ。

そんなことや何か、いろいろ考えると、やはり県は今代執行をやっているんですからという、Eさんが言った時の回答の時、私、ムカッときたの本当は。だけど、それは腹立ててもしようがない。とにかく私たちはやってもらうしかないと思っているんです。歴史ある、その歴史認識を、今いろいろ騒いでるでしょう、韓国だの中国だの。だけど、あれは間違っている歴史認識だと思うけど、これは現実はまだ何年もたっていないんです。だから、当事者という感覚で私動いてもらいたい。ただ、それだけです。よろしくお願いします。

○住民C 守る会から恒久対策というようなお話が出たということで、これだけちょっとだけお話しします。

平成17年、18年あたり、浅野知事末期の頃、総合対策委員会というのがあって、その中で話しされたのが総合対策と。今やられている支障除去対策なんていうのは、総合対策の中に入らないよというふうに我々は主張していました。それは、緊急対策でしかないぞと。それが今半分もしてないわけですね、今。だから、とにかく中途半端であっちこっちからいろいろなぼろが出てくるのは当たり前だと思っています。

それで1つ、今具体的なお話をしましたけど、地権者も入れて町も入って、県も入って我々も入って、竹の内って何だったのというふうなところから見直さなければならぬだろうなというふうに思っております、そのところはやがて動いていただかないと、このままではますます迷路に入るだけなんじゃないでしょうか。そう思っています。いいかい。おんなじこと何十年もしたってしようがない。

○本木部長 大変ありがとうございました。

貴重なご意見だと思います。我々もやはり、過去の歴史に基づいて対応していかなくやないという面もあります。当然、当時職員の処分もありましたし、それを踏まえて今までやってきております。我々こういう形で、制度的には行政代執行と言いましたが、完全にこういう当事者感覚で、当事者として、今、皆さんと向き合っているつもりでございますので、その点は本当にご理解をいただきたいと。私も個人的には定年ではありますが、とって、今、手を抜いているわけではございません。誠心誠意、こういうふうにお答えをしているつもりでございますので、そういう姿勢についてもご理解をいただければというふうに思います。

1点だけ、Cさんからコアという話がございました。多分、聞いている方はわかりにくいん

だと思いますが、1月から、先ほど説明で噴出防止工事というのをやる時に、井戸を、長いものと短いものを改めて20センチ口径のものを掘ると言いました。Cさんから、せっかく掘るんだったら、その土、それをコアといいます、それをきちっと取って中を分析することが、やはり有効に使うことで必要ではないかというご提案がありました。コアとして使うかどうかによつては、取り方に随分違いがあるものですから、当初、我々も想定しておりませんでした、そういう地元からの声もあり、掘削の時にコアを有効に使えるように、今、前向きに検討しております。

そういう形で、我々、当然皆さんにとって満額回答ではありませんが、できる中で精一杯対応していくつもりでございますので、ぜひ、ご協力方をお願いを申し上げたいと思います。来年から工事が始まりますが、とにかく地元に迷惑のかからないような形でやります。お気づきの点があったら、ぜひ、お声がけをいただきたいというふうに思いますし、また、対策工事以外でも、今いろいろご意見をいただきましたので、それを踏まえて誠意を持ってやっていきたいというふうに思っております。今後ともご協力、ご支援のほどお願いを申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○司会 それでは、大分時間も押してきたようなので、この辺で意見交換を終わらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

5 閉会

○司会 では、これで村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策に係る住民説明会を終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。